

条例制定の目的

- 歯と口腔の健康は、県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たす
- 高齢化の進展等に伴い、生涯を通じた歯科保健、障害者・要介護高齢者等への支援、地域間での差異の解消などが課題
- 県民が年齢、心身等の状況、居住する地域にかかわらず歯科保健サービスを受ける環境の整備、県民一人一人の取組みを促進

(例) 食べる喜び・話す楽しみ等のQOLの向上、栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の予防、糖尿病合併症の予防・改善等、全身の健康の保持増進に大変重要

歯と口腔の健康づくりの基本的な考え方を明らかにし、県民の理解を深め、関係者の連携協力の下、県民が一体となって推進する

このため、本条例では、以下の内容を定め、県民の歯と口腔の健康づくりを推進

基本理念

- 県民が生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進
- 各ライフステージで必要な歯科保健医療サービスを受けられる環境整備を推進
- 保健、医療、福祉、教育の関係施策の有機的な連携を推進

基本的施策

ライフステージに応じた施策を推進

- ① 県民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
- ② 情報収集・提供、知識の普及啓発
- ③ 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等関係施策の連携体制の構築
- ④ 学校等での児童生徒が関心・理解を深める機会の確保
- ⑤ フッ化物洗口などの効果的なむし歯予防対策
- ⑥ 歯周病の予防及び重症化予防対策
- ⑦ 嚙む機能の強化等による口腔機能の向上、維持及び回復
- ⑧ がん、糖尿病等の患者の口腔機能管理のための医科歯科連携体制の整備
- ⑨ 障害者、要介護高齢者その他歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する在宅歯科医療の充実等
- ⑩ 災害発生時の歯科保健医療サービスの提供体制の整備
- ⑪ 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上

県、市町村、県民、関係者等の責務・役割

■ 県民

- 歯と口腔の健康づくりに関する知識の習得、理解を深めるとともに、**歯科疾患の予防**、定期的な**歯科検診**・歯科保健指導を受ける。
- 乳幼児・児童生徒の**保護者は、子どものむし歯・歯周病予防、適切な食習慣の定着等に取り組む。**

■ 県

総合的な施策を策定・実施、市町村等への**情報提供**や**技術的支援**

■ 市町村

県の施策と相まって、**地域の特性に応じた施策を推進**

■ 歯科医師等

医師等関係者と連携しつつ、適切な**歯科保健医療サービスを提供**

■ 教育・医療保険関係者

各業務における歯と口腔の健康づくりの推進 (**食育、介護等**)

■ 事業者

従業員の**歯科検診等の機会の確保**など

■ 関係者の連携・協力

基本計画の策定

- 知事は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本計画を策定
- 歯科保健医療対策会議を設置し、基本計画等の調査審議